

Deloitte Tohmatu Innovation Park Fitness サービス利用規約

第1条 目的

デロイト トーマツ グループ合同会社（以下「デロイト」といいます。）は、Fitness サービス会員が Deloitte Tohmatu Innovation Park における Fitness Park（以下「本施設」といいます。）で提供されるサービス（以下「本サービス」といいます。）を円滑かつ適正に利用するにあたり遵守すべき事項として、Deloitte Tohmatu Innovation Park 利用規約に付随して、Deloitte Tohmatu Innovation Park Fitness 利用規約（以下「本規約」といいます。）を以下に定めます。

第2条 定義

本サービスに関連して、以下の通り定義します。なお、本規約内で特に定義を設けていない用語は、Deloitte Tohmatu Innovation Park 利用規約及び Deloitte Tohmatu Innovation Park シェアオフィスサービス利用規約の定義を適用します。

1. 「Fitness サービス利用法人」

第4条に定める本サービス利用契約をデロイトとの間で締結したシェアオフィスサービス利用法人又はクライアント会員をいいます。

2. 「Fitness サービス会員」

会員かつ Fitness サービス利用法人の役員又は従業員その他 Fitness サービス利用法人に所属する者であって、Fitness サービス利用法人から所定の方法で利用者として登録され、かつ各人において本規約に従い本サービスを利用することを承諾し、本施設を利用することが認められた者をいいます。

第3条 サービス内容

1. 本サービスの内容は以下のとおりです。

	分類	概要
①	Fitness エリアの設備利用	Fitness エリアにおける器具・シャワー等の設備がご利用になれます
②	本施設でのイベントへの参加や、Fitness サービス利用法人又は Fitness サー	本施設で開催されるイベントに参加いただけるほか、日程・内容等の実現可能性を踏まえデロイトの事前承諾を得た場合は本施設でイベントを開催いただけます

	ビス会員によるイベントの開催	
③	本施設内のショーケースの利用	所定のルールに則り、本施設内のショーケースに Fitness サービス会員の製品やサービスを展示いただけます

2. 本施設の営業日及び営業時間及びスタッフ受付時間は、別表の通りとします。ただし、Deloitte Tohmatsum Innovation Park における他イベントやスタッフの状況、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。
3. やむを得ない事情により利用時間の変更や臨時の休業日を設ける場合、デロイトは WEB サイト (<https://park.deloitte.jp/>) (以下同じ。) 等でその旨を告知します。

第4条 本サービス利用契約の締結

1. Fitness サービス利用法人になることを希望するシェアオフィスサービス利用法人又はクライアント会員は、所定の利用申込書をデロイトに提出することによって申込みを行うものとし、デロイトがこれを書面又は電磁的方法で承諾した時点で、当該利用申込書及び本規約記載の条件により Fitness 利用契約 (以下「本サービス利用契約」といいます。) が成立するものとします。ただし、当該シェアオフィスサービス利用法人又はクライアント会員が次の各号に該当する場合には、デロイトは承諾をしないものとします。
 - ① 本規約に同意しない場合
 - ② 過去に本規約の違反又はこれに類する事由により本サービス利用契約を終了したことがある場合
 - ③ 本施設の利用に関し、法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合
 - ④ 独立性又は職業上の規制に抵触するおそれをデロイトが認めた場合
 - ⑤ その他デロイトが不適切と判断した場合

2. Fitness サービス会員は、本サービス利用契約について、デロイトがこれらの者に対して、借地借家法上の借地権若しくは民法上の賃借権、その他一切の権利を付与するものではなく本施設の排他的な占有権限を与えるものではないことを、予め合意するものとします。

第5条 利用資格

1. 本サービスは会員制で、Fitness サービス会員及びデロイト トーマツ グループ社職員並びにデロイトが認めた者のみが利用できるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、デロイトはその利用を承諾しないものとします。

- ① シェアオフィスサービス会員でない者
- ② 医師等により運動を禁じられている者
- ③ 他人に伝染又は感染するおそれのある疾病を有している者
- ④ 18 歳未満の者
- ⑤ その他、本施設の利用がふさわしくないと判断した者

第6条 契約期間・解除

1. 本サービス利用契約の契約期間は、当該 Fitness サービス利用法人が契約しているシェアオフィスサービスの契約期間に準ずるものとします。
2. 当該 Fitness サービス利用法人が契約しているシェアオフィスサービス契約が解除された場合は、これに付随して本サービス契約も終了するものとします。
3. デロイトは、Fitness サービス利用法人又は Fitness サービス会員が本サービス契約上の義務について重大な違反を犯した場合、何らの催告も要せず、本サービス利用契約を解除することができます。この場合、Fitness 利用法人はデロイトに対する一切の金銭債務につき期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。

第7条 利用料金と請求

1. 第 3 条第 1 項に定めるサービス①及び③の利用料金は Fitness サービス利用法人が契約しているシェアオフィスサービスの利用料金に含まれるものとします。

2. 第3条第1項に定めるサービス②の本施設でのイベントへの参加料金及び開催にかかる費用は Fitness サービス利用法人又は Fitness サービス会員が負担するものとしします。
3. 前二項にかかわらず、備品の貸出し等のオプションサービスについては別途利用料金が発生する場合があります。

第8条 遵守事項

Fitness サービス会員は以下を遵守するものとしします。

1. 本施設及び機器の使用にあたって、本施設内に掲示されたルール及び説明を含むデロイトの指示に従うこと
2. 貴重品その他の手荷物品は、Fitness サービス会員自身の責任で管理すること
3. タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます。）を露出させないこと
4. 本施設の利用にあたって、次の各号に掲げるものは着用しないこと
 - ① ジーンズ又はジーンズタイプのステッチあるいはリベット（びょう）がついている衣服、履物又は服飾品
 - ② サンダル、草履又は長靴
 - ③ ヒールが高い又は滑りやすい履物
 - ④ スパイクシューズ等、施設又は器具を傷付ける可能性のある履物・服装
 - ⑤ 過度な露出や第三者に不快感を与える服装
 - ⑥ その他本施設がふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品又は装飾品
5. 本施設において、以下の行為を行わないこと
 - ① デロイトの許可のない写真撮影又は動画撮影、録音
 - ② Fitness 会員でない者の同伴

- ③ 営利目的又は宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動、その他本施設の目的と反する活動を行うこと
- ④ 法律で禁止された薬物等を使用すること
- ⑤ 他の Fitness サービス会員又はデロイト社職員に対し、パーソナルトレーニングその他の営利活動を行い、又はそのように評価される活動を行うこと
- ⑥ 施設、器具又は什器を故意又は過失により破損すること
- ⑦ 大声又は奇声を発すること
- ⑧ 他の Fitness サービス会員又はデロイト社職員に対して暴力的な言動、性的な言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる言動をすること
- ⑨ 本施設の秩序を乱し、又はその名誉、信用若しくは品位を傷つけること

第9条 入館の禁止、退場

本施設は、以下のいずれかに該当する Fitness サービス会員につき、相当期間の入館の禁止又は退場を命じることができるものとします。

- ① 本規約又は Deloitte Tohmatsum Innovation Park の諸規約を遵守しない者
- ② 体調不良又は飲酒等により正常な施設利用ができないとデロイトが判断した者
- ③ 著しく不潔な身体又は服装により、他の Fitness サービス会員等の第三者が不快に感じるとデロイトが判断した者
- ④ セキュリティカードを持たずに入館した者
- ⑤ その他本施設への入館の禁止又は退場を命じることが適切であると判断した者

第10条 強制退会

1. Fitness サービス会員が次のいずれかに該当するときは、デロイトは、当該 Fitness サービス会員を強制的に退会させることができます。① 本規約及び Deloitte Tohmatu Innovation Park の諸規約につき重大な違反をしたとき② 本規約第 5 条に定める利用資格を欠いているとデロイトが判断したとき。又は利用に際して虚偽の申告をし、あるいは利用資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき
2. 本施設から強制的に退会させられた者は、退会時から本施設を使用することができないものとします。

第11条 利用資格喪失

Fitness サービス会員は、次に掲げる時点をもって Fitness サービス会員たる資格を自動的に喪失するものとします。

- ① その所法人である Fitness サービス利用法人とデロイトとの間で締結された本サービス利用契約が終了した時点
- ② 当該 Fitness サービス会員に関する利用登録が解除された時点
- ③ その所属法人である Fitness サービス利用法人が解散（個人の場合は死亡）した時点
- ④ 本施設が閉鎖された時点

第12条 Fitness サービス会員資格の譲渡禁止等

Fitness サービス会員の資格は、その属する Fitness サービス利用法人の役員又は従業員その他 Fitness サービス利用法人に所属する者への譲渡及び貸与のみ可能とし、その他の第三者への譲渡、売買、貸与等の行為若しくは相続その他包括継承はできないものとします。

第13条 本施設の利用制限

1. 次の理由により本施設の全部又は一部の利用を制限することがあります。
 - ① 気象・災害等により Fitness サービス会員にその災害が及ぶと判断し、営業が困難と認めたとき
 - ② 施設の点検、補修又は改修をするとき
 - ③ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ざる事由が発生したとき
 - ④ Deloitte Tohmatsu Innovation Park 自体の休業が必要と認めるとき
2. 前項の場合、WEB サイト等でその旨を告知します。ただし緊急を要する場合はこの限りではありません。

第14条 施設の閉鎖・変更

本施設は次の理由により施設の全部又は一部を閉鎖、若しくは変更することがあります。

- ① 気象・災害等により Fitness サービス会員にその災害が及ぶと判断し、営業を不可能と認めたとき
- ② 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ざる事由が発生したとき

第15条 賠償責任

1. 本施設内で発生した紛失、盗難、傷害・けがその他の事故について、デロイトは一切の責任を負いません。
2. Fitness サービス会員が、本規約及び Deloitte Tohmatsu Innovation Park の諸規約並びに本施設内に掲示されたルール及び説明に違反したことにより生じた一切のトラブル・損害につき、デロイトは一切の責任を負いません。

3. Fitness サービス会員は、事故の責に帰すべき原因により、本施設又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

第16条 本規約等の追加変更

1. デロイトは、次の各号に掲げる場合には、デロイトの裁量で本規約及び諸規定（以下「本規約等」といいます。）を随時変更できるものとします。
 - ① 本規約の変更が、Fitness サービス会員一般の利益に適合するとき。
 - ② 地価若しくはサービス原価等の高騰又はサービス若しくは人員の拡充等によるとき。
 - ③ 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. デロイトは、前項による本規約及び諸規定の変更にあたり、変更内容及び変更の効力発生日を WEB サイト等で告知します。
3. WEB サイト等に変更後の本規約及び諸規定を掲載した後に、本サービスを利用した Fitness サービス会員及びその所属する Fitness サービス利用法人は、当該変更に同意したものとみなします。

別表

対象施設名	利用時間
Fitness Park	月曜～土曜 7:00-23:00 ※日曜・祝日は閉館 ※利用時間中は受付スタッフが常駐しています。

※ただし、年末年始・夏季等に臨時休業することがあります。

初版：2024年5月

最終改訂日：2024年5月31日